

## 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる 下請代金額等の引き上げについて

財務部契約検査課

建設業法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和5年1月1日から特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額等を下記のとおり引き上げます。

請負契約の時点にかかわらず、令和5年1月1日からは全ての工事に改正後の金額要件を適用します。

### 1. 特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請代金の下限

改正前	改正後
下請代金額4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）	下請代金額4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）

### 2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限

改正前	改正後
請負代金額3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）	請負代金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）